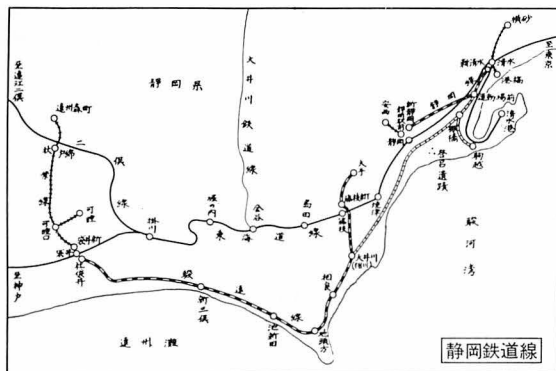




現在に至る。

2 地方鉄道線（開業線）静岡県下、東海道本線袋井、藤枝の両駅に連絡、静岡線 新静岡・新清水間 11km 動力電気、軌間 1.067m 複線，旅客運輸を目的とする。明治 31・8・21 特許，同 41・12・9 運輸開始，昭和 20・12・1 地方鉄道に変更。駿遠線 大手・社袋井間 64.6km，動力蒸気・ガソリン，軌間 0.762m，明治 44・8・28 大手・遠州川崎間 20km の免許をうけ，大正 2・11・13 より同 13・4・4 までに全線開業，他の区間は昭和 21・1・28 までに順次免許，同 23・9・6 までに開業。

（未成線）静岡市栗原町（運動場前）・相川間 27.5km，昭和 25・12・23 免許，工事施行未認可。桜橋・駒越間 4.4km，昭和 19・10・30 免許，同 20・5・4 着工，現在工事中中止中。いずれも動力電気，軌間 1.067m。

3 運輸概況

（地方鉄道）

項 目	年 度	昭 和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)		16,248	17,024	18,016
人 キ ロ (千)		104,429	106,487	112,469
貨物輸送トン数(千t)		46	56	56
ト ン キ ロ (千)		931	1,043	1,107
旅 客 収 入 (千円)		211,300	225,779	231,175
貨 物 収 入 (〃)		14,808	15,918	15,925
運 輸 雑 収 (〃)		5,991	3,388	3,509
収 入 合 計 (〃)		232,099	245,084	250,609
営 業 費 (〃)		224,280	237,960	246,710
営 業 利 益 (〃)		7,820	7,125	3,899
営 業 係 数 (%)		97	97	92

（軌 道）

項 目	年 度	昭 和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)		11,680	12,454	12,805
人 キ ロ (千)		27,826	95,896	27,810
貨物輸送トン数(千t)		2	1	1
ト ン キ ロ (千)		11	8	11
旅 客 収 入 (千円)		53,593	55,587	63,025
貨 物 収 入 (〃)		762	639	659
運 輸 雑 収 (〃)		1,154	293	397
収 入 合 計 (〃)		55,509	56,520	64,081
営 業 費 (〃)		52,947	55,737	62,381
営 業 利 益 (〃)		2,562	782	1,700
営 業 係 数 (%)		95	99	94

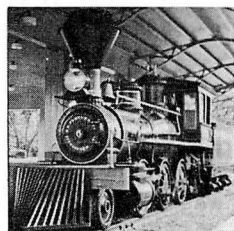
4 軌道線

静岡市内線 静岡駅前・安西間 2km，清水市内線 港橋・横砂間 4.6km，秋葉線 袋井駅前・遠州森町間 12.1km および休止中の可睡口・可睡間 1.1km，動力電気，軌間 1.067m，清水市内線を除き単線，旅客運輸を目的とする。明治 31・3・18 秋葉線 袋井駅前・戸綿間特許，同 35・12・18 開業，その後昭和 3・1・10 までに全線の特許，同 4・7・24 までに全通。

5 沿線の観光地 登呂遺跡（新静岡駅），日本平（草薙，狐ヶ崎駅），久能山東照宮（草薙駅），三保（清水市内線港橋）。

（嵯峨野福次）

しずかごう 静号 [＊義経号]，[＊弁慶号] に引き続き，アメリカのポーター会社から幌内鉄道会社が輸入した同形の機関車。大正 7 年日本製鋼室蘭工場に売却され，その後タンク機関車に改造されて，構内入換用として動いていた。たまたま [＊義経号] 復元の議が起ったとき，本機も復元されることになり，国鉄に譲渡され，苗穂工場で原形に復され，現在同工場に保管されている。（高桑五六）



静 号

しせつかんさいん 施設監査員 国鉄の現場における施設関係業務の合理化と，作業能率の増進をはかるため，昭和 25・10 に鉄道管理局に設置されたもの。施設監査員は施設部または電気部に所属し，部長の指揮を受けて施設部または電気部関係の現場を巡回し (1) 法規・準則および指示の徹底 (2) 線路・建設物・電力施設・信号通信施設および機械の保守に関する指導および監査 (3) 工事の適正な実施に関する指導および監査 (4) 事故および災害時等における応急処置を行うことを任務としている。任命は鉄道管理局長が行う。（宮坂正直）

しせつこうじょうかしや 施設工車用貨車 施設工事，たとえば新建設線または発電所等の，施設工事に使用する目的で製作した施設所屬貨車だけでは足りない場合に，運輸上支障のない限り，一般の営業用貨車を施設工車用に一時貸渡しに使用するものをいう。営業用貨車を施設工車用として鉄道部内の工車用に使用する場合は，車両貸渡および使用規則によって貸渡しの手続をしなければならない。貸渡しを受け施設工車に使用する場合は，施設所屬貨車と同様に取扱うから，営業用貨車と区別するため，その貨車の車体両側に [……工車用車] と記載した長さ 45cm，幅 15cm の木札をつけることになっている。（宮地実雄）

しせつてつどう 私設鉄道 (英) private railroad (独) Privateisenbahn 個人または会社の所有経営にかかる鉄道。私有鉄道・民営鉄道ともいう。わが国ではこの言葉は＊私設鉄道条令および＊私設鉄道法が公布された時代に始まった民間企業の鉄道を指したのであるが，この法律はすでに廃止されているので，現在は法文上は地方鉄道または軌道といわれている。——> 国有鉄道。（福田策次）

しせつてつどうじょうれい 私設鉄道条例 私人が敷設経営する鉄道に関する規準を定めた勅令であって，明治 20・5 勅令第 12 号をもって制定された私設鉄道に対する最初の監督法令である。

明治初期における私設鉄道に関する監督法令は，鉄道略則，鉄道犯罪罰例，火薬類鉄道運送条規がある程度であったから，監督規定は事業免許に際して下付される命令書の条項によって定める状態であった。しかし政府の私設鉄道に対する敷設方針が確定され，また民間における鉄道企業の興隆に伴って監督